

辰野町信州の環境にやさしい農産物認証手数料補助金交付要綱

令和8年4月1日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年5月28日の「有機農業推進のまち」宣言に基づき、有機農業及び環境にやさしい農業（化学農薬・肥料低減）の取組生産者の確保や栽培促進を図り、町民が一体となって有機農業を推進するため、長野県が実施する「信州の環境にやさしい農産物認証」の取得に要する手数料に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を備えた者とする。

- (1) 町内において有機農業推進に資する活動を営む、又は営もうとする個人、法人又は団体。
- (2) 町税、使用料、手数料その他町に納付すべき金銭に未納がない者。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、長野県が実施する「信州の環境にやさしい農産物認証」の手数料であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 交付申請を行う年度内に支払が完了した経費であること。
- (2) 領収書等によって支払金額が確認できる経費であること。
- (3) 当該手数料について、国、県、又は町から他の同様の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める書類を町長に提出するものとする。

- (1) 信州の環境にやさしい農産物認証手数料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 信州の環境にやさしい農産物認証申請書の写し

(3) 審査手数料の振り込み証明の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、町長が別に定める。

(交付決定及び額の確定等)

第6条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を信州の環境にやさしい農産物認証手数料補助金交付決定書及び交付確定（申請却下通知）書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、町長に信州の環境にやさしい農産物認証補助金交付請求書（様式第3号）を提出し、補助金の請求を行うものとする。

2 補助金の振込先口座名義は、原則として申請者本人又は申請団体の代表者名義とする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 町長は、交付対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された補助金があるときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。